

指定番号
12345678

筑後市長宛

令和7年1月14日 提出

給与の支払期間	令和6年1月分から12月分まで												
給与支払者の個人番号又は法人番号	1	0	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8
フリガナ	チクゴ△△ カブシキガイシャ												
給与支払者の氏名又は名称	筑後△△ 株式会社												
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称	同上												
フリガナ	フクオカケンチクゴシオオアザヤマノイ×××番地×												
同上の所在地	〒833-0031 福岡県筑後市大字山ノ井×××番地×												
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	○○ ○○												
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	総務課 人事係 氏名 □□ □□ (電話 0942-52-××××)												
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 △△ △△ (電話 0942-53-○○○○)												
事業種目	食品加工業												
受給者総人員	30 人												
報告人員	特別徴収対象者	15 人											
	普通徴収対象者(退職者)	1 人											
	普通徴収対象者(退職者を除く)	4 人											
	報告人員の合計	20 人											
所轄税務署名	八女 税務署												
給与の支払方法及びその期日	月給 翌月10日												
納付書の送付	<input checked="" type="checkbox"/> 必要 ・ <input type="checkbox"/> 不要												

特別徴収・普通徴収とも支払金額に他社分給与を含んでいる場合は、給与支払報告書の摘要欄へ記入してください。（記入がない場合は、他社分給与なしと判断します。）

【重要】

福岡県内全市町村は特別徴収の実施を徹底しています。
普通徴収の方がいる場合は、必ず普通徴収申請書を提出してください。
普通徴収申請書がない場合は、全て特別徴収対象者として取り扱います。

【提出期限】

提出期限は、令和7年1月31日です。
期限内にご提出いただきますようご協力をお願いいたします。

【提出先】

〒833-8601
福岡県筑後市大字山ノ井898番地
筑後市役所 税務課 市民税担当

普通徴収申請書

筑後市長宛

指定番号 12345678

事業所(主)名 筑後△△ 株式会社

この申請書以降の者は、下記理由により特別徴収できないため、普通徴収として申請します。

略号	理由	人数
A	退職者又は退職予定者(5月末まで)	1 人
B	給与の支払いがない月がある者	人
C	年間の給与の支払い金額が930,000円以下の者	人
D	他の事業主から特別徴収されている者(乙欄該当者)	3 人
E	事業専従者(事業主が個人の場合のみ該当)	1 人
F	給与受給者総数が2人以下 ※全従業員数からA～Eの該当者を除く人数	人
普通徴収申請書合計人数		5 人

◆重要

- 普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の摘要欄に、上記略号のA～Fを記入してください。
- 上記要件に該当する方であっても、特別徴収することができる場合は申請の必要はありません。
- この申請書の提出がない場合、特別徴収となります。
- この申請書が提出された場合でも、要件に該当しないと認められるときは特別徴収義務者として指定することがあります。

○普通徴収申請書の記載要領**【給与支払報告書を書面で提出する場合】**

- ①普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の摘要欄に、上記略号のA～Fを記載してください。
なお、略号Aのうち退職者、Dの乙欄該当者については、略号の記載を省略することもできます。
- ②普通徴収申請書の提出がない場合、特別徴収となります。

【給与支払報告書をeLTAxや光ディスクで提出する場合】

- ③普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の普通徴収項目にチェック（光ディスクの場合は、普通徴収のコード入力）を行い、摘要欄にも書面による提出と同様に上記略号のA～Fを入力してください。
なお、略号Aのうち退職者、Dの乙欄該当者については、略号の入力を省略することもできます。
- ④eLTAxや光ディスクで給与支払報告書を提出する場合、この申請書の提出は不要です。
ただし、上記③の入力がない場合、書面での提出と同様に特別徴収となります。

【共通事項】

- ⑤申請要件に該当する従業員の方であっても、特別徴収することができる場合は申請の必要はありません。
- ⑥F欄は、他市町村を含む全従業員数からA～Eに該当する従業員数（他市町村を含む）を除いた人数が2人以下の場合、申請ができます。ただし、人数はこの申請書を提出する市町村に居住する従業員数を記載してください。
- ⑦一人の従業員の方が複数の項目に該当する場合は、略号の上位の項目一つで申請してください。